

開東社会保険ニュース

No.321

令和7(2025)年11月

扶養の年間収入判断ほか健保の変更とマイカー通勤費上限改正

本号は健康保険の被扶養者の判断及び手続や制度に関わる今後の変更点をお知らせします。

1. 被扶養者の年間収入を労働契約で確認

下表は、健康保険での被扶養者の年間収入基準額です。現状では、収入判定時に提出が求められる証明書類は、保険者により取扱いが異なります。

原則	130万円
60歳以上または一定の障害がある場合	180万円
19歳以上 23歳未満(配偶者を除く)	150万円

10月の厚生労働省の通達により、令和8年4月1日以降の被扶養者認定は、「労働契約内容に基づく賃金」で判定することが明確化されました。今後の「賃金」は、労働条件通知書等に記載のある時給・労働時間・日数等を用いて算出され判断されます。

また、収入には通勤費をはじめとする諸手当及び賞与も含まれますので、今後は、労働条件通知書の整備や適切な交付はもとより、約束している労働条件の内容と金額が把握できる記載を求められるようになってくると思われます。

特にシフト制(契約後にシフトによって所定労働日・時間を確定させるもの)に関しては、年間収入の見込みが明確になるよう、原則の所定労働日・時間に関する記載を自社の従業員やその家族から求められる可能性があります。

なお、労働契約に明確な規定がなく契約段階では見込みがなかった時間外労働に対する賃金等は、被扶養者の認定における年間収入には含めないそうなのですが、労働条件通知書の「所定外・休日労働 有」という記載がどのように評価されるのかはまだ情報がありません。施行前に情報を収集するようしてください。

2. 事業主証明による認定円滑化が恒久化

一時的な収入増で基準額を超えて、事業主／

の証明で被扶養者認定ができる制度について恒久化されました。

3. 12月2日以降の健保証は自分で破棄

協会けんぽでは、令和7年12月2日以降使えなくなる健康保険被保険者証を回収する必要はなく、従業員やその家族自身で廃棄してよいとされています。

4. 協会けんぽの電子申請サービス開始

現在、協会けんぽにおける給付関係(傷病手当金等)の手続は、事業所経由で紙の申請書を使用しています。令和8年1月13日からは被保険者(一部被扶養者)が電子申請サービスでできるようになります。令和8年1月下旬にはスマートフォンアプリケーション「けんぽアプリ」がリリース予定です。

被保険者等が電子申請サービスを利用するときには、事前にマイナンバーカードを取得し、インストールした「マイナポータルアプリ」からマイナンバーカードによる認証を行うとのことです。しかし、今のところ事業主は、このシステムの利用対象となっていないようです。

対象となる手続きのうち出産育児一時金や高額療養費などは、他に必要な証明(出生など)が連動していれば、被保険者が直接申請した方が迅速に処理できる可能性があります。一方で、傷病手当金・出産手当金は給与支給・出勤状況等に関する事業主証明が必要となる他、労災等との関連を理解して記載する必要があります。申請の難しさも残ります。このシステムを使う場合には、どういった手続きを被保険者に任せるのか社内で検討が必要です。

5. マイカー通勤費の上限額改正

政令により、自動車等による通勤者の通勤手当非課税限度額が引き上げられます(令和7年11月20日施行、令和7年4月から適用)。年末調整等の対応に加え、非課税限度額と合わせた通勤手当を設定している事業所では、通勤手当を見直すこととなりそうです。